

11月は児童虐待防止推進月間

見すごすな 幼い子どもの SOS

—平成22年度「児童虐待防止推進月間」標語—

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれる恐れもあります。子どもを虐待から守るためには、親の立場よりも子どもの立場が最優先されなければなりません。

町では、子どもたちの人権を守り、健全な発達を支援するために、関係機関との連携を図り、児童虐待防止のための体制を強化しています。

問い合わせ 子ども支援課 (内線166)

児童虐待とは？

身体的虐待 なくる、ける、投げ落とす、激しくゆさぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。	心理的虐待 言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力をふるうなど。
ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。	性的虐待 子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること。



子どもを虐待から守るための5か条



あなたの実行が子どもを虐待から守ります

- 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
- 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
- 「ひとりで抱え込まない」(あなたにできることから即実行)
- 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・表情が乏しい
- ・おどおどしている
- ・落ち着きがなく、乱暴になる
- ・親を避けようとする
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる
- ・不自然な傷や打撲のあと
- ・自然な髪や打撲のあと

見落とさないで!! 子どものサイン

児童虐待の早期発見・再発防止には地域の協力が必要です。ちょっとした「目くばり」「気くばり」で、子どもを虐待から救えます。子どものこんなサインを見落とさないでください。

※町では、福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関で構成される「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」を設置し、虐待を受けた子どもに限らず、要支援が必要な家庭を応援しています。

児童虐待防止のための関係機関との連携

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。

相談

児童虐待を防止するには、まず相談を…。



- 「虐待を受けたと思われる子ども」をみつけたときは…。
あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに子ども支援課や川越児童相談所などに連絡(通告)してください。通告は子どもを守るためのものです。「児童虐待の防止等に関する法律」により
また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。
- 「虐待」や「通告」というと身構えてしまいがちですが、気になる親子について連絡することは、その家庭に支援の手を差し伸べる大切なきっかけとなります。
- 虐待を受けているとき…。
《例えば》 家族の誰かにいやなことを言われたり、いやなことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、叩かれたりして痛い思いをしていたら
- 子育てについて不安を持っているとき…。
《例えば》 自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、などと思ってしまう、自分を追い詰めていたら

ひとりで悩まず、相談してください。



講師 日本社会事業大学 専門職大学院 准教授 宮島 清 氏
 テーマ 「子どもの虐待のほんとうの姿」 ～家族支援の視点から～ (仮題)
 申込み 参加を希望される方は、事前に児童福祉係 (内線166) までご連絡ください。ただし、当日、定員 (90名) に満たなければ、事前予約がない場合でも参加できます。

相談場所	受付時間	電話番号
子ども支援課 直通ダイヤル (子供についての相談・虐待相談)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	☎258-0055 (祝日は除く)
保健センター (育児相談)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	☎258-1236 (祝日は除く)
教育委員会 (教育相談)	月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分	☎274-1023 (祝日は除く)
川越児童相談所	月～金曜日 午前8時30分～午後6時15分	☎223-4152 全国共通ダイヤル 0570-064-000 (祝日は除く)
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	●月～金曜日 午後6時15分～翌日 午前8時30分まで ●土・日・休日 24時間 (終日)	☎048-779-1154

講演会のご案内

三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会では、児童虐待防止推進月間にあたり、協議会関係機関及び住民の方を対象に次のとおり講演会を開催します。
 日時 11月12日(金)、午後2時30分より
 場所 三芳町総合体育館研修室 (3階)

ひとり親家庭等の医療費助成

町では、母子・父子家庭等のひとり親家庭等のみなさんが病気やケガで医療機関にかかった場合、その医療費の一部を助成しています。 問い合わせ 子ども支援課児童福祉係 (内線165)

新規

助成を受けるには申請が必要です。

【対象者】

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、または父(母)に一定の障害がある家庭。

※18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(障害20歳未満)の児童を養育している家庭で、所得制限があります。

【助成内容】

保険診療にかかる一部負担金。
 ※高額療養費、附加給付金、自己負担金を除く。

【自己負担金】

通院1か月につき1,000円まで(医療機関ごと)
 入院1日につき1,200円
 ※市町村住民税非課税者については免除されます。
 ※学校におけるケガについては、治療までにかかった

費用(薬局調剤分含む)が1,500円以上の場合是对象外となります。(学校に申請してください。)

◆申請の詳細については、子ども支援課児童福祉係までお問い合わせください。

更新

現況届の提出をお願いします。

受給者証の有効期間が1月～12月のため、毎年11月に更新手続きに必要な受給資格の確認を行っています。該当される方には提出書類等を郵送いたしますので、手続きをお願いします。(8月の児童扶養手当現況届が済んでいる方は、手続きは不要です。)

なお、平成22年度(平成21年度)所得が未申告の方は、審査ができませんので至急、申告を行ってください。